

随意契約結果書及び契約の内容

工事の名称	令和３－４年度 日下川新規放水路管理道整備工事
工事概要	本工事は、平成２６年の台風１２号による被害をうけて採択された仁淀川床上浸水対策特別緊急事業による新規放水路工事を行っている「平成２９－３２年度 日下川新規放水路工事」の後工事であり本坑の残る覆工コンクリート・防水工、インバート工および管理道整備を行う工事である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の氏名及び所在地	支出負担行為担当官代理 四国地方整備局総務部長 多田 治樹 四国地方整備局 香川県高松市サンポート３番３３号
契約年月日	令和４年３月１７日
契約業者名	鹿島建設（株）四国支店
契約業者の住所	高松市亀井町１－３
契約金額	437,800,000円 （税込み）
予定価格	438,328,000円 （税込み）
落札率	99.88 %
随意契約によることとした理由	本工事は、日下川新規放水路の維持管理を安全かつ適切に実施するために必要な管理用通路のトンネル覆工、インバート工事を行うものである。 日下川新規放水路は「平成２９－３２年度 日下川新規放水路工事」により、上記業者を請負者として施工していたところであるが、トンネル周辺の地下水対策により追加設備（ウィーブホール等）を設置する必要性が生じ、同設備の適切な維持管理が必要となったが、追加設備の検討に時間を要したため当該工事の工期内に完了せず、やむを得ず本坑部を優先して完成させ、打ち切り竣工とせざるを得なくなったものである。 本工事は、上記追加設備の維持管理上の必要から、本来埋め戻す予定であった新規放水路掘削用の作業坑に覆工等を施工し、管理用通路として整備する工事であり、当初予期し得なかった事情の変化により必要となった工事である。 本工事の施工において、放水路本坑と管理用通路（作業坑）の接続部分はトンネル構造の弱部にあたり、一体的に施工することが必要である。その際、本坑施工者と異なる者が施工した場合、本坑覆工などに影響が生じた際の責任分界点が不明となり、また覆工等の品質確保の面でも、本坑施工者が施工する必要がある。 また、インバート掘削に伴う地山の安定性確保や湧水対策の対応についても、トンネル本体並びに作業坑掘削に伴う地山の状況を知り得る施工者の一貫した判断に基づき施工することが、管理用通路自体の安全性につながるとともに、施工上の安全性を確保する上で不可欠である。 なお、本工事について上記業者以外の者に施工させた場合、新たに間接費を計上する必要があるが、上記業者に施工させた場合は、既存設備を流用し現場経費等を新たに計上する必要が無いため、経費の削減を図ることもできる。 以上により、本工事については上記業者以外に適切な施工を行うことが出来ないことから、競争が存在しない。 よって会計法２９条の３第４項及び、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、随意契約を行うものである。
工事場所	高岡郡日高村沖名地先
工事種別	一般土木工事
工期（自）	令和４年３月１８日
工期（至）	令和４年１２月２８日
再就職の役員の数	
備考	